

家畜伝染病予防法第12条の3第1項の規定に基づく 飼養衛生管理基準に係る行政処分等の事務処理要領

第1 目的

この要領は、家畜の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）に対して家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「家伝法」という。）第12条の3第1項の規定に基づき家伝法施行規則第21条に規定された飼養衛生管理基準（以下「管理基準」という。）の遵守を確保するための家伝法第12条の5の規定による指導及び助言、家伝法第12条の6第1項の規定に基づく勧告、並びに家伝法第12条の6第2項の規定に基づく命令等について定めることを目的とする。

第2 指導及び助言

家畜保健衛生所長（以下「所長」という。）は、家伝法第51条の規定に基づく農場への立入検査及び家伝法第12条の4第1項の規定に基づく定期の報告の受理により、管理基準の遵守状況を確認する。所長は、それにより家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると認められる場合、当該家畜の所有者に対し指導及び助言を神奈川県行政手続条例（平成7年神奈川県条例第1号）に従い行うものとする。なお、必要に応じて県関係機関及び市町村の担当部局と連携をとりながら対応するものとする。

第3 家伝法の規定に基づく指導及び助言

- 1 所長は、第2の規定に基づく指導及び助言にもかかわらず改善が認められず、家伝法第12条の5による指導及び助言が必要と認めるときには、当該家畜の所有者に対して行った指導及び助言内容を畜産課長（以下「課長」という。）に報告するものとする。
- 2 課長は、1により所長からの報告を受理し、家畜の飼養に係る衛生管理について改善する必要があると認めるときには、家伝法第12条の5の規定に基づき、また神奈川県行政手続条例に従い、当該家畜の所有者に対し、期限を定めて、改善すべき内容を様式1により文書にて指導及び助言する。なお、必要に応じて県関係機関及び市町村の担当部局と連携をとりながら対応するものとする。

第4 家伝法の規定に基づく勧告

課長は、第3の規定に基づく指導及び助言をした場合において、家畜の所有者がなお管理基準を遵守していないと認めるときは、家伝法第12条の6第1項の規定に基づき、また神奈川県行政手続条例に従い、その者に対し、期限を定めて、改善すべき内容を様式2により文書にて勧告する。

第5 家伝法の規定に基づく命令及び告発

1 命令

課長は、家畜の所有者が第4の規定に基づく勧告に従わず、飼養衛生管理の改善が図られないときは、家伝法第12条の6第2項の規定に基づき、また行政手続法（平成5年法律第88号）に従い、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるよう様式3により文書にて命令する。なお、法令に基づく不利益処分については、行政手続法の規定により、処分を受けた者に対し聴聞及び弁明の機会を付与する必要があるため、弁明通知書（様式6）の送付等の手続にあたっては神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に従って行う。

2 告発

課長は、家畜の所有者が前号の規定に基づく命令に従わず、飼養衛生管理の改善が図られない場合に行う。

第6 改善計画書

課長が、第4及び第5の規定に基づく勧告または命令を行ったときは、当該家畜の所有者から改善方法を記載した改善計画書（様式4等）を提出させ、これを審査し、改善対策が管理基準に違反するおそれがあると認められる場合は、計画の変更を指示し、当該改善計画書等を再提出させるものとする。

また、関係他法令の規定にも十分配慮するものとする。

第7 改善完了報告書

課長は、第6の改善計画書に基づく改善が完了した者から、改善完了報告書（様式5等）を提出させる。

第8 改善措置履行確認

課長は、家畜の所有者から改善完了報告書等が提出されたときは、家畜保健衛生所の協力のもと、履行の確認を行うものとする。この場合において、改善対策が十分に実施されていないと認められるときには、必要な行政指導または、行政処分を行い、改善対策を実施させるものとする。

附則 この要領は、平成16年11月30日から適用する。

附則 この要領は、平成24年7月20日から適用する。

附則 この要領は、平成28年6月29日から適用する。

附則 この要領は、平成29年6月27日から適用する。

附則 この要領は、令和2年12月10日から適用する。